

令和5年度通級による指導担当教員等専門性充実事業実施要項

1 趣旨

通級による指導における指導・支援の充実を目指し、実施校等の担当者間のネットワークの構築を図るとともに、専門家チーム員等の派遣による助言により、担当教員等の専門性の向上を図る。

2 事業の対象

通級による指導を実施している小・中学校（対象障害種：LD、ADHD）、県立高等学校（対象障害種：LD、ADHD、ASD）、県立特別支援学校（対象障害種：病弱及び身体虚弱）

3 事業内容及び実施方法等

(1) 通級による指導担当教員連絡協議会の開催

通級による指導担当教員間のネットワークの構築を図ることを目的に、「通級による指導担当教員連絡協議会」を開催し、各通級指導教室の実践や、効果的な指導方法及び教材、教具等について情報共有を行うとともに、実施上の課題等について協議する。

(2) 通級指導教室への訪問支援

設置校の要請に応じて、特別支援教育課指導主事の学校訪問や、県が設置する専門家チーム員等の派遣を通じて、通級による指導の充実に向け専門的な助言を行う。

4 訪問支援の申し込み及び事業の決定

小・中学校	県立高等学校、県立特別支援学校
①学校長は様式1【小中学校用】により、市町村（学校組合）教育委員会を經由して特別支援教育課に申し込む。 ②特別支援教育課は、訪問者及び訪問日程を決定し、市町村（学校組合）教育委員会を通じて小中学校に通知する。	①学校長は様式1【県立学校用】により、特別支援教育課に申し込む。 ②特別支援教育課は、訪問者及び訪問日程を決定し、学校に通知する。

5 経費

本事業で実施する訪問支援に係る経費については、特別支援教育課が負担する。

6 事業の実施の留意事項

訪問支援の実施にあたっては、対象児童生徒の個別の指導計画及びノートのコピー、児童生徒の作品、プリント等を当日資料として準備すること。相談内容によって、学習指導略案の提出を依頼することがある。

7 報告

訪問支援を活用した学校は、事業実施後の取組について、下記のとおり実施報告書を提出すること。

提出書類及び提出方法	提出期限
事業報告書（様式2） ・小・中学校は市町村（学校組合）教育委員会を經由し、県立高等学校及び県立特別支援学校は直接特別支援教育課長あて提出すること	令和6年3月8日（金）

8 その他

本事業に関し必要な事項は、特別支援教育課長が定める。

<連絡先>
高知県教育委員会事務局特別支援教育課
TEL 088-821-4741
FAX 088-821-4547
Mail 311001@ken.pref.kochi.lg.jp